

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
(有)小磯工務店	久慈郡大子町浅川 350	2-012797

注) 業者番号「2-」は茨城県知事許可業者の有資格者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和4年12月3日～令和5年4月2日 (4か月)

3 指名停止措置の適用範囲 茨城県が発注する建設工事

4 事実概要

(有)小磯工務店は、常陸大宮土木事務所大子工務所と締結した請負契約(河川護岸整備工事)について、現場代理人及び主任技術者を配置することが困難であるとして工事履行不能の申立書を発注者に提出し、契約解除となった。

5 指名停止理由

(有)小磯工務店が、契約に違反し履行しなかったことは、「茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成6年7月14日付け監第692号。以下「指名停止等措置要領」という。)別表第1第4号アに該当するため。

<指名停止等措置要領別表第1>

措 置 要 件	期 間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、県工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 ア 共通仕様書・契約書等違反、経審切れ イ、ウ、エ(略)	1ヶ月以上6ヶ月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当
茨城県水戸市笠原町978-6
電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)